

鋼製の枕基礎の施工方法等に関する指針＊

本指針は、SF 二重殻タンクを設置する場合の技術上の基準のうち、政令第 13 条第 2 項第 2 号ハに規定する「当該二重殻タンクが堅固な基礎の上に固定されていること」について、鋼製の枕基礎を用いる場合の指導上の運用指針を示すものである。

1 鋼製の枕基礎の構造については、次によること。

なお、鋼製の枕基礎の構造例を、別図に示す。

- (1) 鋼製の枕基礎は、SF 二重殻タンクを据え付けた場合に、その荷重に耐えるものとする。この場合、鋼製の枕基礎の板厚は 6mm 以上、幅は 300mm 以上とすること。
- (2) 強化プラスチックと接する鋼製の枕基礎の表面部分は、平滑であり、強化プラスチックが密着する形状であること。
- (3) 鋼製の枕基礎を構成する各部材は、溶接により接合すること。
- (4) 鋼製の枕基礎全体に腐食防止措置を施すこと。
- (5) アンカーボルトにより基礎上に固定できるものであること。

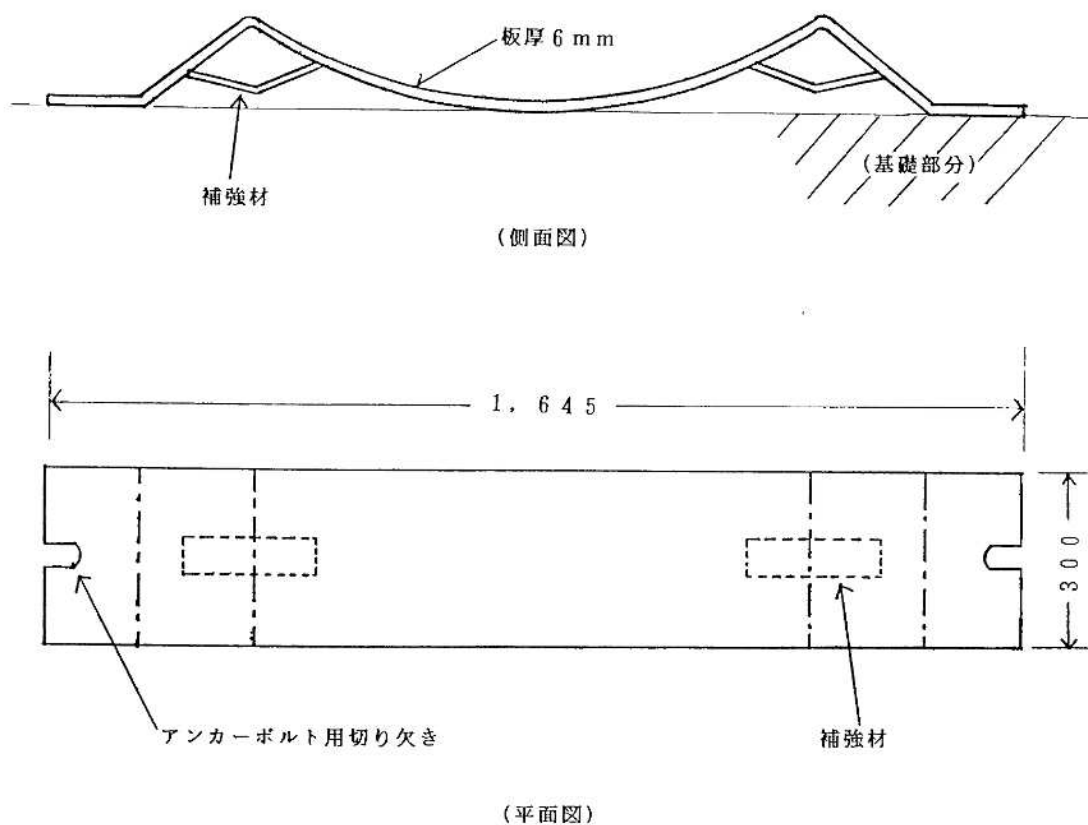
2 SF 二重殻タンクの設置時の施工上の留意事項については、次によること。

- (1) 基礎の表面は、平滑に仕上げがされていること。
- (2) SF 二重殻タンク据え付け作業時に、強化プラスチックが基礎表面と接触するおそれのある部分には、緩衝材を使用することにより、強化プラスチックの損傷防止を行うこと。
- (3) SF 二重殻タンクを基礎の上に据え付ける際は、検知管の底部にある微小な間隙（検知層）が適切に保たれるように留意すること。
- (4) 鋼製の枕基礎は、基礎上に 2 以上取り付けるものとし、タンク固定バンドにより SF 二重殻タンクを固定したあとに、アンカーボルトで基礎上に固定すること。
- (5) アンカーボルトには、腐食防止措置を施すこと。
- (6) 埋戻しの施工要領は、別記 19 中の 2・(6)「埋戻し部の施工」に準じて行うものとし、SF 二重殻タンク及び鋼製の枕基礎の周囲に空洞が存じないように密実に埋め戻すこと。
- (7) その他留意事項にあっては、第 10（地下タンク貯蔵所の基準）・21・(5)

イ及び同エの規定によること。

3 SF 二重殻タンク据え付け時における中間検査は、次の事項に留意すること。

- (1) SF 二重殻タンク据え付け直後において、鋼製の枕基礎が著しい変形、破損がないことを確認すること。
- (2) SF 二重殻タンクが、鋼製の枕基礎に密着して据え付けされていることを確認すること。
- (3) SF 二重殻タンクを固定した後に、据え付け位置が、許可の内容と相違していないことを確認すること。



※ 30KL 地下貯蔵タンク（胴長 9,184mm、鏡出 407mm、内径 2,100mm）の場合

別図 鋼製の枕基礎の構造例